

地域包括支援センター設置運営事業委託契約期間の複数年化について

1 本市の委託契約期間について

地域包括支援センター(以下「センター」という。)設置運営事業委託契約について、平成 18 年度以降、高齢者人口の推移や制度改正等の状況に応じ、委託内容について年度毎の見直しが必要であるという理由から、契約期間を 1 年間(当該年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)とする単年度で契約を行っている。

2 契約期間の複数年化について

設置から 6 年が経過し、センターの運営も安定してきたことから、次期高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の計画期間(24～26 年度)に合わせ、契約期間の複数年化を実施する。

このことにより、職員の安定的な雇用や、センター事務の軽減につながるほか、各センターがこれまで以上に地域と連携した、きめ細かくで継続的な活動を行えるようになるものと考えている。

なお、公募により設置運営法人を新たに選定し、平成 24 年 4 月から増設予定の 5 センターについては、当面は運営状況を確認する必要があるため、24～26 年度は単年度契約とすることを想定している。

3 その他

消費生活協同組合法の改正により(平成 20 年 4 月 1 日施行)、一定規模以上の共済事業を行う消費生活協同組合は、他の事業との兼業を行うことが禁止されることとなった(平成 25 年 3 月末までの経過措置あり。)

本市においては、現在、花京院地域包括支援センターを受託している全国労働者共済生活協同組合連合会宮城県本部において、この法改正の適用対象となる。現在、同法人において、今後の事業実施方針を検討していることから、上記の契約期間の見直しの点も含め、今後対応について検討してまいりたい。

<参考>消費生活協同組合法 抄

第 10 条第 3 項

共済事業を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第一項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

附則(平成 19 年 5 月 16 日法律第 47 号)抄

(消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 共済事業(第二条の規定による改正後の消費生活協同組合法(以下「新協同組合法」という。)第十条第二項の共済事業をいう。以下同じ。)を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会であつて、この法律の施行の際現に共済事業、受託共済事業(同条第二項の受託共済事業をいう。)及び同条第一項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第二項の事業以外の事業(以下この条において「共済等以外事業」という。)を併せ行うものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間は、新協同組合法第十条第三項の規定にかかわらず、引き続き当該共済等以外事業を行うことができる。